

# 都城市オリジナルPRグッズ等を活用したプロモーション業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 業務名

都城市オリジナルPRグッズ等を活用したプロモーション業務委託

### (2) 業務目的

本業務は、本市が誇る「肉と焼酎のふるさと・都城」のブランド価値をターゲットとする都市部住民の日常生活の中で効果的に浸透させることを目的とする。

従来の Web 広告や短期的なイベントに加え、接触頻度が高く、家庭内等で継続的な視認性が期待できる「オリジナルPRグッズ等」を戦略的広報媒体として活用する。これにより、本市の主力ブランドである「日本一の肉と焼酎」を軸とした本市の対外的PRをさらに推進するものである。

### (3) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

### (5) 提案上限額

138,600,000円（消費税及び地方消費税相当額12,600,000円を含む。）

## 2 選定方法

都市部住民に日本一の「肉と焼酎のふるさと・都城」に触れてもらい、より効果的な本市の対外的PRに繋げていくためには、高度な企画力、技術力が要求されることから、本業務については、公募型プロポーザル方式により業者選定を行う。

## 3 公募型プロポーザル方式の全体スケジュール及び優先交渉者決定までの事務手順

内容	日程
選定委員会発足（審査方法並びに評価項目及び評価視点の決定）	令和8年5月11日（月）
公告日	令和8年5月11日（月）
参加表明書の受付	令和8年5月11日（月）～5月25日（月）
参加資格要件の審査通知	令和8年6月1日（月）までに随時通知
企画提案書の受付	令和8年5月12日（火）～令和8年6月2日（火）
質疑の受付	令和8年5月12日（火）～令和8年6月1日（月）
質疑の回答	令和8年6月2日（火）までに随時回答
プレゼンテーション審査	令和8年6月4日（木）（予定）
優先交渉者の選定・通知	令和8年6月8日（月）（予定）
契約締結日	令和8年6月12日（金）（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

#### 4 指名型か公募型かの別

公募型

#### 5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 国税について滞納がないこと。また、都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去 3 年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。

#### 6 企画提案書の作成要領

##### (1) 業務内容

別紙 2 「企画提案書の作成要領」参照

##### (2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和 8 年 5 月 12 日（火）から 6 月 1 日（月）正午まで

イ 受付方法：質問書（様式第 1 号）を電子メールで提出すること。

ウ 提出先：「11 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：令和 8 年 6 月 2 日（火）正午までに、参加資格要件を満たした全ての事業者にもメールで送付する。

#### 7 提出書類等

##### (1) 参加表明書

###### ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第 2 号）

(イ) 事業者概要（任意様式 事業者概要及び事業実績が分かるパンフレット等）

(ウ) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

(エ) 役員等名簿及び誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則 様式第 1 号及び様式第 6 号）

(オ) 印鑑証明書

(カ) 決算報告書（直近 1 年分）

(キ) 納税証明書（直近1年分）

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）

b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※(ウ) から (キ) については、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月25日（月）まで

ウ 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「11 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年6月1日（月）までに随時通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第11号）

(イ) 提出期限

令和8年6月1日（月）まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「11 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 企画提案書

ア 提出書類

(ア) 企画提案書等提出書（様式第3号）

(イ) 会社概要（様式第4号）

(ウ) 業務実績（様式第5号）

(エ) 業務実施体制（様式第6号）

(オ) 配置予定担当者調書（様式第7号）

(カ) 再委託調書（様式第8号）

- (キ) 工程表 (様式第 9 号)
- (ク) 企画提案書 (任意様式)
- (ケ) 見積書 (様式第 10 号)

イ 提出期間

令和 8 年 5 月 12 日 (火) から 6 月 2 日 (火)

ウ 受付時間

平日午前 9 時から午後 5 時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「11 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部 (副本は複写でも可。)

## 8 審査方法

### (1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱 (以下「プロポーザル要綱」という。) 第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、都城市オリジナル PR グッズ等を活用したプロモーション業務委託先選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係部課長等 5 人 (ふるさと納税部長、課長、観光 PR 部みやこんじょ PR 課長、ふるさと納税課副課長、ふるさと納税課主幹) で組織する。

### (2) 審査方法

提出された企画提案書を基に、提案者がプレゼンテーションを行い、別紙 3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行い、優先交渉者を選定する。

ア 日程

令和 8 年 6 月 4 日 (木) 予定

イ 出席者

1 者 3 名以内

ウ 実施時間

1 者 30 分以内 (機器のセッティング・撤去による時間を含む。)

エ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

### (3) 評価項目及び評価基準

別紙 3「評価項目及び評価基準」のとおり

### (4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を提案書において特定し、発注者に指示すること。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と発注者の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約の締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 119 条 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 119 条第 2 項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、完了払とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

10 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合、失格とする。

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合も除く。

(5) 提出された企画提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき開示する。

(6) 提出された企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とする。

11 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

都城市ふるさと納税部ふるさと納税課

電 話 0986-23-2452 (直通)

E-mail furuno03@city.miyakonojo.miyazaki.jp